

法務省民二第458号  
令和4年3月24日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について (通達)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第40号。以下「改正法」という。) の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、既に国民年金手帳 (改正法第2条の規定による改正前の国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第13条の国民年金手帳をいう。) の交付を受けている者についての取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(登記官による本人確認)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組</p>	<p>(登記官による本人確認)</p> <p>第33条 [同左]</p> <p>2～4 [同左]</p> <p>5 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組</p>

合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあつては基礎年金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。）以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあつては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、国民年金手帳（国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。）にあつては基礎年金番号（同法第14条に規定する基礎年金番号をいう。）以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあつては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

別記第51号（第33条第3項関係）

本人確認調書

調査年月日	平成 年 月 日
調査担当者	◎
調査対象の登記	受付の年月日【平成 年 月 日】 受付番号【第 号】 登記の目的【  】
調査対象者 (申請人)	住所 氏名 □登記義務者 □登記権利者 □その他( )
申請人となるべき者 以外の者が申請して いると疑うに足る 相当の理由の概要	
調査 方法	調査の相手方 □本人 □資格者代理人(氏名) □その他( )
	□面談による調査( 年 月 日 午前・午後 時 分) □電話による事情聴取( 年 月 日 午前・午後 時 分) □資料の提出 □その他( )
内 容	確認資料 □原本 ①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 (注1) □写し ⑦被保険者証(注3・注4) ⑧共済組合員証(注4) (注1) ⑨基礎年金番号通知書(注5) ◎その他( )
	申請の権限の有無の判断 申請の権限が □ある。 □ない。
結果	理由
証拠資料	□確認資料の写し(注1) □その他( )

- (注1) 確認した資料の番号を記載する。  
 (注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。  
 (注3) 被保険者証の種類を記載する。  
 (注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。  
 (注5) 写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第51号（第33条第3項関係）

本人確認調書

調査年月日	平成 年 月 日
調査担当者	◎
調査対象の登記	受付の年月日【平成 年 月 日】 受付番号【第 号】 登記の目的【  】
調査対象者 (申請人)	住所 氏名 □登記義務者 □登記権利者 □その他( )
申請人となるべき者 以外の者が申請して いると疑うに足る 相当の理由の概要	
調査 方法	調査の相手方 □本人 □資格者代理人(氏名) □その他( )
	□面談による調査( 年 月 日 午前・午後 時 分) □電話による事情聴取( 年 月 日 午前・午後 時 分) □資料の提出 □その他( )
内 容	確認資料 □原本 ①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 (注1) □写し ⑦被保険者証(注3・注4) ⑧共済組合員証(注4) (注1) ⑨国民年金手帳(注5) ◎その他( )
	申請の権限の有無の判断 申請の権限が □ある。 □ない。
結果	理由
証拠資料	□確認資料の写し(注1) □その他( )

- (注1) 確認した資料の番号を記載する。  
 (注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。  
 (注3) 被保険者証の種類を記載する。  
 (注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。  
 (注5) 写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。